

カフェ・グリーン使用規則

（運営主体）

- 第1条 みらいネット高島平（以下、本事業）規約第3条に基づき、カフェ・グリーン（以下、カフェ）を設置する。
- 2 カフェは、本事業規約第2条にいう構成員による、共同運営とする。

（活動内容）

- 第2条 カフェにおいて行われる活動内容は、本事業の規約で定められる。
- 2 カフェにおける政治活動、宗教活動、営利活動は一切これを認めない。

（利用者）

- 第3条 大東文化大学の教育活動以外で、本事業構成員以外によるカフェでの活動を原則として認めない。
- 2 本事業構成員が、構成員以外のカフェでの活動および参加を希望する場合は、三者協議会の了解を得るものとする。
- 3 小学生以下の児童の来訪は、原則として保護者の了解によるものとする。

（運営日と運営時間）

- 第3条 運営時間については原則として月～金曜日の10時～17時とする。
- 2 第1項に該当する日時でも、カフェを開けない日や時間帯がある。
- 3 三者協議会で定められた行事を行う場合は、第1項以外の時間もカフェを開けることができる。
- 4 第1項の定める時間以外に使用を希望する者は、三者協議会で了解を得るものとする。
- 5 行事等、あらかじめ届け出られた活動以外でカフェを利用したい場合は、三者協議会で了解を得るものとする。

（防火・防災責任）

- 第4条 カフェ利用者は、当該施設の防火・防災につき、責任感を持って管理するものとする。

（飲食）

- 第5条 カフェ内は、禁酒・禁煙とする。
- 2 第1項につき、三者協議会で特別に定められた行事においては例外とする。

(ゴミ)

第6条 カフェで出たゴミは、原則としてカフェを使用した者が、その日に各自で持ち帰るものとする。

(鍵の管理)

第7条 カフェの鍵は大東文化大学環境創造学部事務室で借り、返す。

2 個人間での鍵の貸借は禁止する。

附則

この規則は2012年6月1日から施行する。